

入札制度における変更点について

令和5年4月1日以降の発注公告分から下記のとおり運用します。

最低制限価格の設定の詳細につきましては、【上下水道部ホームページ内/入札のお知らせ/入札（契約制度）について/最低制限価格の設定についての詳細】に掲載しております。

○建設工事等における最低制限価格の設定について

公共工事における適正な履行確保、実効性のあるダンピング対策の充実をより一層図るため、建設工事等に係る最低制限価格の計算式のうち、一般管理費の算入率を「10分の5.5」から「10分の6.8」に引き上げます。（下記赤字部分）

【対象工事等に係る最低制限価格の算出】

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

○測量・建設コンサルタント等業務における入札制度について

- ①入札・契約手続のより一層の透明性・客観性及び競争性を確保するため、一般競争入札を導入します。

【対象案件】

設計金額が2,000万円（税込）以上の測量・建設コンサルタント等業務

- ②測量・建設コンサルタント等業務においてもダンピング受注を防止するため、最低制限価格を設定し、全ての案件で内訳書の提出を求めます。

【最低制限価格設定の対象案件】

測量業務、建築設計業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務